

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 100 号

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県収入証紙条例施行規則（昭和 48 年岩手県規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(証紙による使用料等の納付)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>(証紙の消印)</p> <p>第 6 条 <u>前条</u>の申請書等を受理した各課等及び地方公所等の長は、これを審査して消印（様式第 2 号）を押さなければならない。</p> <p>2 前項の規定による消印は、<u>前条</u>の規定による申請書等の紙面と証紙の彩紋とにかけて鮮明に押さなければならない。</p>	<p>(証紙による使用料等の納付)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p><u>(条例第 2 条ただし書の規則で定める方法)</u></p> <p>第 5 条の 2 <u>条例第 2 条ただし書の規則で定める方法は、同条ただし書に規定する申請等を行うことにより得られた納付番号その他の納付情報による収入の方法とする。</u></p> <p>(証紙の消印)</p> <p>第 6 条 <u>第 5 条</u>の申請書等を受理した各課等及び地方公所等の長は、これを審査して消印（様式第 2 号）を押さなければならない。</p> <p>2 前項の規定による消印は、<u>第 5 条</u>の規定による申請書等の紙面と証紙の彩紋とにかけて鮮明に押さなければならない。</p>
2	<p>(申請書等の経由)</p> <p>第 3 条 この規則により知事に提出する申請書又は届出書は、<u>所管地方振興局長</u>を経由しなければならない。ただし、2 以上の<u>地方振興局</u>の所管区域において証紙を売りさばく者が提出する申請書又は届出書については、この限りでない。</p> <p>(売りさばき人の指定申請)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方振興局長</u>は、前項の申請書の提出があったときは、意見書を添えて速やかに知事に進達しなければならない。</p> <p>(売りさばき所等の変更等)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 売りさばき人は、売りさばき所を変更し、又は増設しようとするときは、岩手県収入証紙売りさばき所変更（増設）承認申請書（様式第 5 号）を所管<u>地方振興局長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(売りさばき業務等の廃止)</p> <p>第 11 条 売りさばき人は、証紙の売りさばき業務の廃止をし</p>	<p>(申請書等の経由)</p> <p>第 3 条 この規則により知事に提出する申請書又は届出書は、<u>所管の広域振興局長又は地方振興局長（以下「広域振興局長等」という。）</u>を経由しなければならない。ただし、2 以上の<u>広域振興局及び地方振興局</u>の所管区域において証紙を売りさばく者が提出する申請書又は届出書については、この限りでない。</p> <p>(売りさばき人の指定申請)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>広域振興局長等</u>は、前項の申請書の提出があったときは、意見書を添えて速やかに知事に進達しなければならない。</p> <p>(売りさばき所等の変更等)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 売りさばき人は、売りさばき所を変更し、又は増設しようとするときは、岩手県収入証紙売りさばき所変更（増設）承認申請書（様式第 5 号）を所管<u>広域振興局長等</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(売りさばき業務等の廃止)</p> <p>第 11 条 売りさばき人は、証紙の売りさばき業務の廃止をし</p>

ようとするときは、廃止する日の 30 日前までに岩手県収入証紙売りさばき業務廃止届（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

2 売りさばき人は、証紙の売りさばき所の廃止をしようとするときは、廃止する日の 30 日前までに岩手県収入証紙売りさばき所廃止届（様式第 6 号の 2）を所管地方振興局長に提出しなければならない。

（証紙の買受け）

第 13 条 市町村及び売りさばき人は、証紙を買い受けようとするときは、岩手県収入証紙買受申込書（様式第 7 号）を所管地方振興局長に提出しなければならない。

2 地方振興局長は、前項の証紙買受申込書を受理したときは、当該買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を現金と引替えに売り渡すものとする。ただし、買受申込人が市町村であるときは、岩手県収入証紙受領書（様式第 8 号）と引替えに証紙を売り渡すとともに、当該市町村に対して会計規則第 12 条第 1 項に規定する納入通知票を送付するものとする。

（郵送による証紙の買受けの特例）

第 14 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、地方振興局長は、市町村からの郵送による証紙買受申込書を受理したときは、申込市町村に対して会計規則第 12 条第 1 項に規定する納入通知票を送付するものとする。

2 地方振興局長は、証紙の売渡代金の納付があったことを確認したときは、岩手県収入証紙送付書（様式第 9 号・その 1）を添えて、証紙買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を郵送するものとする。

3 市町村は、前項の規定により証紙の郵送を受けたときは、直ちに、地方振興局長に当該郵送された証紙に係る岩手県収入証紙受領書（様式第 9 号・その 2）を提出しなければならない。

（県における売りさばき所等）

第 15 条の 2 県における売りさばき所は、地方振興局企画総務部とする。

2 県は、知事が指定する売りさばき人が証紙を売りさばくことが困難な場合その他地方振興局長が必要と認める場合に証紙を売りさばくものとする。

（証紙の請求）

第 16 条 地方振興局長は、証紙の請求をするときは、四半期ご

ようとするときは、あらかじめ岩手県収入証紙売りさばき業務廃止届（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

2 売りさばき人は、証紙の売りさばき所の廃止をしようとするときは、あらかじめ岩手県収入証紙売りさばき所廃止届（様式第 6 号の 2）を所管広域振興局長等に提出しなければならない。

（証紙の買受け）

第 13 条 市町村及び売りさばき人は、証紙を買い受けようとするときは、岩手県収入証紙買受申込書（様式第 7 号）を所管広域振興局長等に提出しなければならない。

2 広域振興局長等は、前項の証紙買受申込書を受理したときは、当該買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を現金と引替えに売り渡すものとする。ただし、買受申込人が市町村であるときは、岩手県収入証紙受領書（様式第 8 号）と引替えに証紙を売り渡すとともに、当該市町村に対して会計規則第 12 条第 1 項に規定する納入通知票を送付するものとする。

（郵送による証紙の買受けの特例）

第 14 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、広域振興局長等は、市町村からの郵送による証紙買受申込書を受理したときは、申込市町村に対して会計規則第 12 条第 1 項に規定する納入通知票を送付するものとする。

2 広域振興局長等は、証紙の売渡代金の納付があったことを確認したときは、岩手県収入証紙送付書（様式第 9 号・その 1）を添えて、証紙買受申込書に記載された種類ごとの数量の証紙を郵送するものとする。

3 市町村は、前項の規定により証紙の郵送を受けたときは、直ちに、広域振興局長等に当該郵送された証紙に係る岩手県収入証紙受領書（様式第 9 号・その 2）を提出しなければならない。

（県における売りさばき所等）

第 15 条の 2 県における売りさばき所は、広域振興局総務部、広域振興局総合支局地域支援部及び地方振興局企画総務部（以下「広域振興局総務部等」という。）とする。

2 県は、知事が指定する売りさばき人が証紙を売りさばくことが困難な場合その他広域振興局長等が必要と認める場合に証紙を売りさばくものとする。

（証紙の請求）

第 16 条 広域振興局長等は、証紙の請求をするときは、四半期

との需要数量を見積もり、それぞれの始期の10日前までに岩手県収入証紙交付請求書（様式第10号）を出納局長に提出しなければならない。ただし、その期間中において証紙に不足を生じたときは、その都度請求することができる。

（証紙の交付等）

第17条 [略]

2 地方振興局長は、前項に規定する証紙の交付を受けたときは、直ちに地方振興局企画総務部の出納員に当該交付を受けた証紙を引き渡し、その保管を命じなければならない。

3 地方振興局企画総務部の出納員は、前項の規定により、証紙の引渡しを受けたときは、直ちに、出納長に当該引渡しを受けた証紙に係る岩手県収入証紙受領書（様式第11号・その2）を提出しなければならない。

（売りさばき実績の報告）

第20条 市町村及び売りさばき人は、毎年度、3月末現在における証紙の売りさばき実績を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書（様式第12号）により、翌年度の4月15日までに所管地方振興局長に報告しなければならない。

2 地方振興局長は、市町村及び売りさばき人に対して売り渡した証紙並びに地方振興局企画総務部において直接売りさばいた証紙に係る前年度分の出納状況（3月末日現在）を、岩手県収入証紙売渡高報告書（様式第13号）により、毎年4月20日までに出納局長に報告しなければならない。

（帳簿の備付け）

第22条 出納局出納課総括課長及び地方振興局長は、収入証紙出納簿（様式第15号）を備えておいて所要の事項を記載しなければならない。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

地方振興局長 様

[略]

様式第6号の2（第11条関係）

年 月 日

地方振興局長 様

申請人 住所

名称及び代表者氏名 ㊤

岩手県収入証紙売りさばき所廃止届

次のとおり岩手県収入証紙の売りさばき所を廃止したいので、お届けします。

ごとの需要数量を見積もり、それぞれの始期の10日前までに岩手県収入証紙交付請求書（様式第10号）を出納局長に提出しなければならない。ただし、その期間中において証紙に不足を生じたときは、その都度請求することができる。

（証紙の交付等）

第17条 [略]

2 広域振興局長等は、前項に規定する証紙の交付を受けたときは、直ちに広域振興局総務部等の出納員に当該交付を受けた証紙を引き渡し、その保管を命じなければならない。

3 広域振興局総務部等の出納員は、前項の規定により、証紙の引渡しを受けたときは、直ちに、出納長に当該引渡しを受けた証紙に係る岩手県収入証紙受領書（様式第11号・その2）を提出しなければならない。

（売りさばき実績の報告）

第20条 市町村及び売りさばき人は、毎年度、3月末現在における証紙の売りさばき実績を、岩手県収入証紙売りさばき実績報告書（様式第12号）により、翌年度の4月15日までに所管広域振興局長等に報告しなければならない。

2 広域振興局長等は、市町村及び売りさばき人に対して売り渡した証紙並びに広域振興局総務部等において直接売りさばいた証紙に係る前年度分の出納状況（3月末日現在）を、岩手県収入証紙売渡高報告書（様式第13号）により、毎年4月20日までに出納局長に報告しなければならない。

（帳簿の備付け）

第22条 出納局出納課総括課長及び広域振興局長等は、収入証紙出納簿（様式第15号）を備えておいて所要の事項を記載しなければならない。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

振興局長 様

[略]

様式第6号の2（第11条関係）

年 月 日

振興局長 様

申請人 住所

名称及び代表者氏名 ㊤

岩手県収入証紙売りさばき所廃止届

次のとおり岩手県収入証紙の売りさばき所を廃止したいので、届け出ます。

[略] 様式第7号(第13条関係) 年 月 日 <u>地方振興局長 様</u> [略]	[略] 様式第7号(第13条関係) 年 月 日 <u>振興局長 様</u> [略]
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第8号から様式第11号までを次のように改める。

様式第8号(第13条関係)

年 月 日

振興局(企画)総務部出納員 様

市(町)(村)収入役 氏 名 印

岩手県収入証紙受領書

下記のとおり確かに受領しました。

申込金額 円

種 類	枚 数	金 額
1 円	枚	円
5 円		
10 円		
50 円		
100 円		
200 円		
300 円		
500 円		
700 円		
1,000 円		
3,000 円		
5,000 円		
10,000 円		
計		
受取日時	年 月 日 時 分	
通信欄	代金支払方法：現金・小切手・その他 (小切手番号：)	

(A4)

様式第9号(第14条関係)

(その1)

<u>岩手県収入証紙送付書</u> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> 額面金額 ¥ </div> <p style="text-align: center;">内 訳</p>			
種 類	枚 数	金 額	摘 要

(その2)

<u>岩手県収入証紙受領書</u> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> 額面金額 ¥ </div> <p style="text-align: center;">内 訳</p>			
種 類	枚 数	金 額	摘 要

1円	枚	円	
5円			
10円			
50円			
100円			
200円			
300円			
500円			
700円			
1,000円			
3,000円			
5,000円			
10,000円			
計			
上記のとおり送付したから別紙受領書を直ちに返送してください。			
年 月 日			
振興局長 氏 名 印			
市(町)(村)長 氏 名 様			

1円	枚	円	
5円			
10円			
50円			
100円			
200円			
300円			
500円			
700円			
1,000円			
3,000円			
5,000円			
10,000円			
計			
上記のとおり確かに受領しました。			
年 月 日			
市(町)(村)収入役 氏 名 印			
振興局(企画)総務部出納員 様			

備考 複写式としてください。

(各片A4)

様式第10号(第16条関係)

岩手県収入証紙交付請求書

種類	保有残高	所要高		摘要
		枚数	金額	
1円	枚	枚	円	
5円				
10円				
50円				
100円				
200円				
300円				
500円				
700円				
1,000円				
3,000円				
5,000円				

10,000 円				
計				

上記のとおり請求します。

年 月 日

振興局長 氏 名

岩手県出納局長 様

(A4)

様式第11号 (第17条関係)

(その1)

<u>岩手県収入証紙送付書</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">額面金額 ¥</div> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">枚 数</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 55%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 円</td> <td>枚</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>200 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>300 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>700 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり送付したから別紙受領書を直ちに返送してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岩手県出納局長 氏 名 振興局長 様</p>				種 類	枚 数	金 額	摘 要	1 円	枚	円		5 円				10 円				50 円				100 円				200 円				300 円				500 円				700 円				1,000 円				3,000 円				5,000 円				10,000 円				計			
種 類	枚 数	金 額	摘 要																																																												
1 円	枚	円																																																													
5 円																																																															
10 円																																																															
50 円																																																															
100 円																																																															
200 円																																																															
300 円																																																															
500 円																																																															
700 円																																																															
1,000 円																																																															
3,000 円																																																															
5,000 円																																																															
10,000 円																																																															
計																																																															

(その2)

<u>岩手県収入証紙受領書</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">額面金額 ¥</div> <p style="text-align: center;">内 訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 15%;">枚 数</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 55%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 円</td> <td>枚</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>200 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>300 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>500 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>700 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり確かに受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">振興局 (企画) 総務部出納員 氏 名 印 岩手県出納局長 様</p>				種 類	枚 数	金 額	摘 要	1 円	枚	円		5 円				10 円				50 円				100 円				200 円				300 円				500 円				700 円				1,000 円				3,000 円				5,000 円				10,000 円				計			
種 類	枚 数	金 額	摘 要																																																												
1 円	枚	円																																																													
5 円																																																															
10 円																																																															
50 円																																																															
100 円																																																															
200 円																																																															
300 円																																																															
500 円																																																															
700 円																																																															
1,000 円																																																															
3,000 円																																																															
5,000 円																																																															
10,000 円																																																															
計																																																															

備考 複写式としてください。

(各片A4)

	改正前	改正後
3	様式第12号 (第20条関係) <div style="text-align: right;">第 号 年 月 日</div> <p style="text-align: center;">地方振興局長 様 [略]</p>	様式第12号 (第20条関係) <div style="text-align: right;">第 号 年 月 日</div> <p style="text-align: center;">振興局長 様 [略]</p>

様式第13号（第20条関係）

岩手県収入証紙売渡高報告書
（ 年度）

第 号
年 月 日

岩手県出納局長 様
地方振興局長 氏 名

第1表 地方振興局分

[略]

(A 4)

第2表 市町村分

地方振興局

[略]

(A 4)

第3表 売りさばき人分

地方振興局

[略]

(A 4)

様式第13号（第20条関係）

岩手県収入証紙売渡高報告書
（ 年度）

第 号
年 月 日

岩手県出納局長 様
振興局長 氏 名

第1表 広域振興局又は地方振興局分

[略]

(A 4)

第2表 市町村分

振興局

[略]

(A 4)

第3表 売りさばき人分

振興局

[略]

(A 4)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成18年7月3日から施行する。ただし、表2の項の改正部分、様式第8号から様式第11号までの改正規定及び表3の項の改正部分は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県収入証紙条例施行規則に定める様式は、前項ただし書に規定する日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県収入証紙条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。